

第5回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年2月12日（水）14時00分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告
- 3 各局発言
- 4 本部長指示
- 5 閉会

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 国内外発生状況（政府対策本部資料）（2月11日9時時点）

	中国	香港	マカオ	台湾	日本	韓国	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム
患者数	42,638	42	10	18	25	27	45	1	32	14
死亡者数	1,016	1	0	0	0	0	0	0	0	0

	マレーシア	オーストラリア	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	アラブ首長国連邦	フィリピン
患者数	18	15	12	7	11	14	1	1	8	1
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	フィリピン	インド	イタリ	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン	ベルギー	合計
患者数	3	3	3	8	2	1	2	1	42,963
死亡者数	1	0	0	0	0	0	0	0	1,018

※日本においては、その他3名の無症状病原体保有者の確認がされている。その他、横浜到着のクルーズ船において、135名の陽性が確認されている。

○ 都の発生状況 3名（2月11日9時時点） 福祉保健局プレス発表資料累計
・海外からの旅行者 3名（中国在住）

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月 1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 都の動き

- 1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
- 1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
- 1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
- 1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
- 1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2月 3日 第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2月 7日 第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組みを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信

[中国武漢市から帰国した在留邦人対応]

- ・帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施

〈第1便〉

- ・羽田から中国武漢への出発便で、支援物資（防護服約2万着）搬送
- ・1月29日8時40分過ぎ、羽田空港に在留邦人206名が到着
 - ※東京消防庁の計21隊が羽田空港に待機
 - 総務局からリエゾン2名を派遣
 - 福祉保健局からコーディネーター3名（医師、保健師、事務）を派遣
- ・体調不良の方を病院へ緊急搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数	属性等
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	4名	・30代 男性 ・50代男性 ・40代 男性 ・50代女性
都立駒込病院	1名	・50代 女性

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

〈第2便〉

- ・1月30日8時50分頃、羽田空港に在留邦人210名が到着
 - ※東京消防庁の計17隊が羽田空港に待機
 - 総務局からリエゾン2名を派遣
 - 福祉保健局からコーディネーター3名（薬剤師、衛生監視、事務）を派遣
- ・咳等の症状のある方13名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	2名
都立墨東病院	2名
都立駒込病院	4名
(公財) 東京都保健医療公社 豊島病院	5名

- ・その後、13名が入院

〔帰国邦人への対応〕

- ・国の要請を受け、帰国した在留邦人を経過観察のために受け入れる警察大学校や国の研修所に対し、医師や看護師、保健師のほか、事務職員を派遣
- ・宿泊スペース等の都合により、警察大学校（府中市）及び西ヶ原研修合同庁舎（北区）から税務大学校（埼玉県和光市）に2月1日に移送済。これに伴い、医師や看護師、保健師、事務職員の派遣終了

〈第3便〉

- ・1月31日10時25分頃、羽田空港に在留邦人149名が到着
東京消防庁の計16隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン2名を派遣
福祉保健局からコーディネーター2名（衛生監視、事務）を派遣
- ・咳等の症状のある方10名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	3名
都立墨東病院	2名
都立駒込病院	3名
(公財) 東京都保健医療公社 豊島病院	2名

- ・帰国した在留邦人を経過観察のために受け入れる施設は、税関研修所（千葉県柏市）、国立保健医療科学院寄宿舍（埼玉県和光市）

〈第4便〉

- ・2月7日10時13分頃、羽田空港に198名が到着
東京消防庁から計10隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン2名を派遣
福祉保健局からコーディネーター2名（薬剤師、事務）を派遣
- ・体調不良の方を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	1名
都立墨東病院	1名

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

- ・帰国者を経過観察のために受け入れる施設は、税務大学校（埼玉県和光市）

〔横浜港沖に停泊しているクルーズ船への対応〕

- ・135名の陽性患者の一部について、国からの要請を受けて、都内医療機関へ51名受入れ

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供するため調整中

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事メッセージの発信など、SNS を始め、各種媒体を活用した広報活動

(都市整備局)

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け

(住宅政策本部)

- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

(福祉保健局)

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の追加提供に向け、関係機関と調整中

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催

(教育庁)

- ・ 学校への感染症対策の注意喚起

(東京消防庁)

- ・ 各種救命講習等の感染予防対策の実施

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹸の設置や手洗い等呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

新型コロナウイルス感染症の現状について

1 海外の発生状況

- 中国湖北省武漢市を中心に患者数、疑い患者数は継続的に増加。本年2月11日までの中国本土での患者数は42,638人（うち死亡1,016人、致命率約2%）。

2 国内の動向

- 2月11日時点で、患者25人、無症状病原体保有者3人（ただし、クルーズ船での患者発生は除く）。いずれも、湖北省滞在歴がある方又は患者の濃厚接触者。
- 厚生労働省は、「新型コロナウイルス感染症は、我が国において、現在、流行が認められている状況ではない」とし、国民に対して、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に咳エチケットや手洗いなどの実施を呼びかけ。

3 東京都感染症対策アドバイザーの評価・見解

【国内における感染の広がり】

- 報告されている患者の感染経路や発生動向を考慮すると、現在は国内で感染が広がっている状況ではない。

【患者の症状】

- 高齢者や基礎疾患を有する一部の患者で重篤化するという報告はあるものの、自らが診察した患者ではのどの痛みや鼻水などの軽度のかぜ様症状が多く、重い病気という印象は無い。

【武漢市の致命率が高い理由】

- 症状の軽い患者は必ずしも診断されておらず、主に重症例が診断され、患者数の母数となっていることから、見かけ上致命率が高くなっていると考えられる。

【都民への啓発】

- 季節性インフルエンザと同様に手洗い・咳エチケットを徹底することが有効である。また、感染するとすべて重篤化するような病気ではないため、冷静に対応するよう、呼びかける必要がある。

新型コロナウイルス感染症に係る検査についての申し合わせ

都、特別区、八王子市、町田市は、新型コロナウイルス感染症の検査について、下記のとおり申し合わせた。

記

- ・ 新型コロナウイルス感染症の検査の実施は、国が定める「感染が疑われる患者の要件」に基づいて判断することを原則とする。
- ・ その要件に合致しない場合でも、症状、患者等との濃厚接触の度合い、他の疾患との鑑別の状況などにより、新型コロナウイルス感染症が強く疑われると判断する症例については、医療機関と調整の上、実施する。

・ 国が定める「感染が疑われる患者の要件」（令和2年2月3日）

- I 発熱又は呼吸器症状（軽症含む）を有し、確定患者と濃厚接触歴あり
- II 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（中国湖北省）に渡航・居住していた者
- III 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（中国湖北省）に渡航・居住していた者との濃厚接触歴あり
- IV 発熱・呼吸器症状その他感染症を疑わせる症状のうち、医師が医学的知見に基づき、集中治療等が必要かつ特定の感染症と診断することができないと判断し鑑別を要したもの

新型コロナウイルス検査実施状況（都内）

令和2年2月11日時点

期間	検査数 (件)	陽性者数 (件)	備考
～1/31	13	3	・湖北省武漢市2 ・湖南省1（武漢市滞在歴あり）
2/1～2/11	14	0	—
合計	27	3	

陽性者3名のうち、2名は退院

※ 国の要請に基づく健康安全研究センターにおける検査実績

- ・ 武漢市からのチャーター便で帰国した邦人等：210件
- ・ 横浜港に寄港したクルーズ船の乗客等：77件

※ 健康安全研究センターにおける最大検査対応能力

- ・ 1日あたり最大120件

令和2年2月12日
福祉保健局

帰国者・接触者電話相談センターの受付状況について

1 開設日時

令和2年2月7日（金）午後5時

2 受付時間・設置期間

受付時間	設置機関
平日：日中 各保健所の開所時間による (概ね午前9時～午後5時)	各保健所の相談センター
平日：午後5時～翌午前9時 土日祝日：終日	都・特別区・八王子市・町田市 合同電話相談センター

3 相談対応件数

	2/7 (金)	2/8 (土)	2/9 (日)	2/10 (月)	2/11 (火祝)	累計
午前9時～午後5時	-	25	26	※	25	76
午後5時～翌午前9時	17	9	9	21	7	63
合計	17	34	35	21	32	139

※ 各保健所の相談センターの対応件数は集計中

4 帰国者・接触者外来への紹介件数

2件（いずれも陰性）

5 主な相談内容

・有症者の感染不安

(例：海外から帰国してから熱や咳が出ているが、感染したのではないか)

(例：外国人がよく訪れる店で働いており最近熱や咳が出ているが、感染したのではないか)

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口 (コールセンター) の受付状況について

1 開設日時

令和2年1月29日(水)午後6時

2 受付時間

午前9時から午後9時まで(土、日、祝日含む)

3 相談対応件数

	1/29 (水)	1/30 (木)	1/31 (金)	2/1 (土)	2/2 (日)	2/3 (月)	2/4 (火)
午前9時～午後1時	-	113	161	141	82	168	96
午後1時～午後5時	-	122	125	77	59	102	81
午後5時～午後9時	23	89	116	58	52	69	50
合計	23	324	402	276	193	339	227

*1/29のみ午後6時～午後9時の対応

	2/5 (水)	2/6 (木)	2/7 (金)	2/8 (土)	2/9 (日)	2/10 (月)	2/11 (火祝)	累計
午前9時～午後1時	109	83	74	58	30	68	45	1,228
午後1時～午後5時	74	56	55	39	23	53	19	885
午後5時～午後9時	63	31	47	28	26	35	14	701
合計	246	170	176	125	79	156	78	2,814

4 主な相談内容

- ・有症者の感染不安(例:熱や咳が出ているが感染したのではないか)
- ・具体的な予防法(例:接客業をしているので予防法を知りたい)
- ・その他ご意見等

令和2年2月12日

住宅政策本部

新型コロナウイルス感染症に係る都営住宅の提供

1 提供予定戸数

50戸

2 入居条件

(1) 入居対象

新型コロナウイルス感染症に関連し中国から一時帰国した邦人等で、健康観察期間を経過し、PCR再検査後、陰性との結果を受け、当面住宅の支援が必要な者のうち、国から要請のあった方

(2) 使用期間

当面3か月（最長6か月まで更新可）

(3) 使用料等

免除

(4) その他

- ① 照明器具、ガスコンロ、布団等の備品は都が用意
- ② 光熱水費は自己負担

3 入居開始

滞在施設の退出に合わせ、準備が整い次第、順次入居予定